



No. 23-26

2024年1月29日

令和6年能登半島地震に係る 地震保険の事故受付件数について（2024年1月15日現在）

この度の地震災害によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会(会長：新納 啓介)では、2024年1月15日(月)現在の「令和6年能登半島地震」に係る地震保険の事故受付件数について取りまとめましたので、お知らせします。

■令和6年能登半島地震（発生日：2024年1月1日） 県別内訳
【2024年1月15日(月)現在：日本損害保険協会会員会社・外国損害保険協会会員会社等合計】

都道府県	事故受付件数
新潟県	10,479
富山県	13,953
石川県	20,543
福井県	1,381
その他	3,683
合計	50,039

(注)「事故受付件数」には、建物・家財の事故に関する調査のご依頼のほか、地震保険の補償内容・お客様のご契約内容に関するご相談・お問い合わせなども含まれます。

【被災者のみなさまへ】

震災後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、保険会社の者と称し、電話で損害状況を聴取したうえで、「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査費用を要求してくるようなケースがあります。保険会社では、お客様に調査費用を請求することはありません。

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。

(ご参考) 当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

1. 過去の大きな地震による地震保険金一覧(支払額順)

	地震名等	発生日	支払件数 (件)	支払保険金 (億円)
1	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	2011 年 03 月 11 日	826,110	12,894
2	平成 28 年熊本地震	2016 年 04 月 14 日	215,642	3,909
3	令和 4 年福島県沖を震源とする地震	2022 年 03 月 16 日	320,920	2,654
4	令和 3 年福島県沖を震源とする地震	2021 年 02 月 13 日	245,982	2,509
5	大阪府北部を震源とする地震	2018 年 06 月 18 日	159,369	1,248
6	平成 7 年兵庫県南部地震	1995 年 01 月 17 日	65,427	783
7	平成 30 年北海道胆振東部地震	2018 年 09 月 06 日	73,871	536
8	宮城県沖を震源とする地震	2011 年 04 月 07 日	31,018	324
9	宮城県沖を震源とする地震	2021 年 03 月 20 日	23,529	189
10	福岡県西方沖を震源とする地震	2005 年 03 月 20 日	22,066	170

※日本地震再保険株式会社調べ(2023年3月31日時点)。

※支払保険金は、千万円単位で四捨五入を行い算出。

2. 令和 6 年能登半島地震に係る損保協会の取組みについて

(1) 体制および相談窓口等

・「2023 年度自然災害対策本部」を設置して、万全の体制で対応にあたっています。

ア. そんぽ ADR センター

損害保険に関するご相談は、そんぽ ADR センターで受け付けております。

<日本損害保険協会の相談窓口：そんぽ ADR センター>

ナビダイヤル：0570-022808 (全国共通・通話料有料)

※受付時間：平日9時15分～17時00分(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

イ. 自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

なお、原則として、被災された方(ご本人)、被災された方(ご本人)の親族(配偶者・親・子・兄弟姉妹)からのご照会に限ります。

<自然災害等損保契約照会センター>

フリーダイヤル：0120-501331

※受付時間：平日9時15分～17時00分(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く)

(2) 各種損害保険の特別措置の実施

ア. 火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)について
令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続きおよび保険料の払い込みを、最長 6 か月後の末日(2024 年 7 月末日)まで猶予する特別措置を実施することとしました。

1. 継続契約の締結手続き猶予

災害救助法の適用日から 6 か月後の末日(2024 年 7 月末日)までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて、2024 年 7 月末日まで猶予いたします。

2. 保険料の払い込み猶予

災害救助法の適用日から 6 か月後の末日(2024 年 7 月末日)までに払い込むべき保険料の払い込みについて、2024 年 7 月末日まで猶予いたします。

イ. 自賠責保険について

道路運送車両法第 61 条の 2 の規定に基づき自動車検査証の有効期間が延長された地

域に使用の本拠を有する自動車等について、次のとおり自賠責保険の継続契約の締結手続きおよび継続契約の保険料の払い込みを猶予する特別措置を実施することとしました。

1. 継続契約の締結手続き猶予
継続契約の締結手続きについて、2024年2月9日まで猶予できるものとします。
2. 保険料の払い込み猶予
保険料の払い込み猶予について、最長6か月後の末日（2024年7月末日）まで猶予できるものとします。

今般の地震に関する地震保険等の保険金のご請求、ならびに、特別措置の取り扱い等に関して、詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

※令和6年能登半島地震に係る損保協会の取組みについては、当協会ホームページに情報を掲載しています。<https://www.sonpo.or.jp/news/noto/index.html>

以上